

公益信託 河内長野青少年健全育成わかば基金

平成 30 年度 募集要項

1. 助成の目的

文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動を行う河内長野市内の青少年団体及び指導者に対し助成を行うことにより、青少年の健全育成と社会教育振興に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

(1) 助成対象者

河内長野市内の青少年団体等で文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動が対象です。

(2) 助成対象事業

平成 30 年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の間に実施・完了する一事業であること。

但し、団体の年間事業費や、運営費を援助するものではありません。

また、本年度においては、各団体の事業活性化を図る意味において、特に、新規事業への助成を推進します。

3. 助成金額

原則として、申請書に記載された事業の支出項目の中で、助成対象となる費用の合計に対しその 1/2 を助成します。（但し、上限を 30 万円とし、助成金額は運営委員会で決定します。）

【助成対象とならない費用】

団員や指導員の飲食費、景品関係、備品購入費など

4. 応募方法

当基金所定の申請書(下記①～③)に必要事項を記入し、④を同封して下記宛先へご郵送下さい。申請書は下記照会先記載の URL からダウンロードして下さい（お電話でのご請求も承ります）。

【提出書類】

①助成金交付申請書、②事業計画書、③事業予算書、④申請者(団体)の決算書(直近のものでコピー可)

なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

*ご注意：一団体一事業への申請のみとし、複数の申請は受け付けません。

5. 募集期間

平成 30 年 4 月 1 日（日）～平成 30 年 5 月 31 日（木）（当日の消印有効）

6. 選考及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成 30 年 6 月末頃にその結果を書面にてお知らせします。

7. その他

(1) 助成金は、指定の銀行口座等へ平成 30 年 7 月中旬頃に振り込みます。

(2) 助成金の使用について、事業完了より一ヶ月以内に報告を頂くことになっています。

(3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・照会先】

〒586-0025 河内長野市昭栄町 8-16
一般社団法人 河内長野青年会議所
公益信託 河内長野青少年健全育成わかば基金 申請口

TEL 0721-53-7000 (受付: 月・金曜日 10 時～16 時)

〒586-0025 河内長野市昭栄町 7-1 市民交流センター内 青少年センター
公益信託 河内長野青少年健全育成わかば基金 申請口

TEL 0721-54-0005

申請書掲載 URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>